

令和元年宇治田原町議会運営委員会

令和元年5月30日

午前10時開議

議事日程

日程第1 令和元年第2回（6月）定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③再開日について
- ④常任委員会の日程について
- ⑤予算特別委員会の日程について
- ⑥特別委員会の日程について
- ⑦提出議案について
- ⑧議事日程（第1号）について
- ⑨陳情書について
- ⑩行政諸報告について
- ⑪その他

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	8番	松本健治	委員
副委員長	3番	今西久美子	委員
	1番	山内実貴子	委員
	6番	原田周一	委員
	9番	谷口重和	委員
	12番	谷口整	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副 町 長 山 下 康 之 君

総務部長 奥谷明君
企画財政課長 矢野里志君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 村山和弘君
庶務係長 太田智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（松本健治） 皆さん、おはようございます。

今日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、ありがとうございます。

5月も間もなく終わるわけですが、令和がスタート、時代がスタートいたしました。非常によく歓迎ムードで国民は迎えているんじゃないかなというふうに思います。

大変喜ばしいことだなというふうに思いますが、この5月に入って8日には、大津市のほうで保育園児が交通事故の被害に2名遭われました。そして、28日、今週には、非常に何と書いていいのかわかりませんが、川崎市において、登校、すなわちスクールバスの襲撃を受けるということで、非常に悲惨な事件が発生いたしました。これもご承知のとおり、犯人が自殺をいたしました関係で、詳しいことがわからないという、そういう意味では、非常にやるせないと言いますか、何と申し上げたらいいのかわからんぐらい、ご遺族の皆さんも含めて、国民がそういう気持ちになったんじゃないかなというふうに思っております。改めて、被害者にはご冥福をお祈りし、またお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、本日の委員会でございますが、令和元年第2回定例会における議会運営につきまして、お手元に配布いたしております会議日程によりご協議をお願いいたします。

ここで、副町長からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めまして、おはようございます。

今日は、令和の時代がスタートをいたしまして、今も委員長のほうからもございましたけれども、そういった中で初めての議会運営委員会ということで、松本委員長、また今西副委員長のもと、各委員の皆さん方には、また引き続き、いろいろとよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

そういった中、今もございましたけれども、令和の新しい時代のスタートということで、国民みんなが祝賀モードで始まったわけですが、今もございましたように、非常に残念な事故・事件が多発いたしております、1つは5月8日、今もありましたけれども、大津市で園児のところに車が突っ込むというような、悲惨な事故が発生いたしまして、まして、本町においても、隣の町であり、また災害応援協定を結んでいる町でもございますので、本当に残念な中で、本町におきまして、早急に対応する中で、翌日園児の園外保育がございましたけれども、中止させていただきまして、万

全な体制を整えるよう緊急の会議をいたしまして、要所要所の点検を行ったところでございます。

また、5月28日には、今もありましたけれども、川崎市でスクールバスを待っていたところに、そういった悲惨な事件が発生いたしまして、本当に防ぎようのないような中で、本当に小さい子どもの命を奪うというようなことで、本当に残念なことでありますけれども、亡くなられた方々には、心からご冥福を申し上げますとともに、けがをされた方、一日も早く治っていただきますように、心からお見舞いを申し上げたいというように思っているところでございます。そういった中、すぐさま対応も非常に大事でございますので、学校にも、そういった安全を図るよう指示をいたしておるところでございます。

そういった中で、本町のお茶のまち、宇治田原でございますけれども、今年少し萌芽宣言が遅れていったというようなどこもございましたけれども、特に今年は5月に入ってから低温、あるいはまた、雨が非常に少なかったということで、非常に茶農家の皆さんは苦勞させていただいておりますけれども、それぞれにおいて一生懸命、今、頑張らせていただいております、今現在ようやく半ばを過ぎたというように聞いておまして、まだなお、一生懸命、頑張らせていただいているというようなどこもでございます。

そういった中、また、今日は、議案のほうにつきましても、特に6月議会にいろいろとお世話になるわけでございますけれども、今回10議案、5報告をお願いしていきたいというように思っております。予算関係1件で、補正が1件。それから条例関係では7件で、改正が4件と、あと専決でお願いしていきたいのが3件。それと一般議案が2件で、財産取得が1件、その他1件。報告が5件ということで、10議案、5報告をお願いしていきたいというふうに思っております。そういった中、いろいろとよろしくお願ひしたいというように思います。

また、本会議においては、4月に人事異動を行いましたので、新しいそれぞれ担当の課長等々については、そのときにまたご紹介を申し上げたいというように思っております。結びに当たりまして、また議会運営のほうを、ひとつよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ではございますけれども、この開会に当たりまして、お礼のご挨拶にさせていただきますというように思います。どうぞお世話になりますけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（松本健治） ありがとうございます。

これより議事に入ります。

日程第1、令和元年第2回、6月でございます、定例会についてを議題といたします。

まず1点目、署名議員についてでございます。事務局からお願いをします。事務局。

○議会事務局長（村山和弘） 会議録署名議員の指名でございますけれども、今定例会につきましても、3番、今西久美子議員、9番、谷口重和議員にお願いしたいというふう
に思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（松本健治） はい、ありがとうございます。

今ございましたように、3番、今西議員と、9番、谷口重和議員ということでお願い
したいと思います。

2点目、会期でございますが、会期については、6月6日から6月20日までの
15日間といたします。

3つ目、再開日でございますが、11日火曜日午前10時から一般質問、そして
12日も午前10時から一般質問。これにつきましては、明日からの一般質問の通告の
状況によって変わるかもしれませんが、一応基本的にはこういう予定でございま
す。そして、20日木曜日10時から閉会でございますが、そういう予定で組んでおり
ます。

次に、4番目に常任委員会でございます。常任委員会の日程について、13日木曜日
10時から総務建設常任委員会、14日金曜日午前10時、文教厚生常任委員会という
ことでございます。

5つ目、予算特別委員会の日程でございます。17日月曜日午前10時ということで、
この日程でご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、次に、6、特別委員会の日程についてでございますけ
れども、ただいまございましたように、17日、予算特別委員会を開催しますが、
17日月曜日の小中一貫教育に関する特別委員会及び新庁舎建設調査検討特別委員会を、
予算特別委員会終了後に追加を予定しております。町当局より事業の進捗状況等の報告
となります。

なお、新名神高速道路建設に関する特別委員会につきましては、今定例会中の開催予
定はありません。

特別委員会の日程については、この日程でご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） はい、ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、この日程で決定します。

次に、提出議案についてでございます。当局より議案説明をお願いしたいと思ます。副町長。

○副町長（山下康之） それでは、私のほうから、今回お願いをして賜りたい提出議案につきまして説明をさせていただきたいというふう思っております。お手元の議案書のほうをご高覧いただきながら、よろしくをお願いしたいというように思ます。先ほど、ちょっとご挨拶で申し上げましたが、10議案、5報告をお願いしていききたいというふうに思っております。

それでは、議案順に従いまして、ご説明のほうをさせていただきます。

まず、議案第17号、令和元年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）でございます。これにつきましては、予算書の後ろに補正予算の主要事項調書、また概要等をつけさせていただいておりますので、またご高覧いただきたいというように思っておりますけれども、特に京都府から事業委託を受けて実施する「まなびの深化プロジェクト実施校研究事業費」等を追加補正させていただきたいということで、維孝館中学校においてでございますけれども、そういったことによりまして、当初予算額62億500万円、今回お願いいたします補正額188万8,000円、合計62億688万8,000円ということをお願いをしたいと。その中の、今申し上げました「まなびの深化プロジェクト実施校の研究事業費」で14万9,000円追加をお願いしていききたいというように思っております。

それとあわせまして、今回、債務負担行為をお願いしていききたいというように思っております。まず一つは、新庁舎の環境整備事業ということで、通信設備等でございます、令和元年度から令和9年度の5,500万円。内容については、電話施設の整備とか、あるいはまたLANケーブルの整備、入出管理システム、また監視カメラ設置等、それからデジタルサイネージの整備等をお願いをしたい。

それから、2つ目に、新庁舎の環境整備事業ということで、機械警備でございます、これは令和元年度から令和7年度まで430万円。内容については、機械警備の分でございます。

それから、3つ目に、新庁舎環境整備事業で、什器等ということで、令和元年度から令和2年度にかけて、1億1,000万円をお願いしていききたいと。内容については、事務用備品等の什器等の整備ということで、この3つについては、今回、債務負担行為の設定をお願いしたいと、このように考えております。

続きまして、議案第18号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについてでございますけれども、これにつきまして、概要は条例の提案の後ろにつけさせていただいておりますけれども、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月29日に公布されたことに伴いまして、本条例について所要の改正を行うものでございまして、主な改正内容は、個人住民税の非課税措置、それと軽自動車税のグリーン化特例の適用対象の見直し等ということで、条例のほう、改正をお願いしたいと思っております。

それから、次に、議案第19号、これにつきましては、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これにつきましても、概要のほうをつけさせていただいておりますけれども、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございまして、主な改正内容は、災害援護資金の貸付けに係る保証人、また利率及び償還方法の規定の見直しというようなことで、お願いをしていきたいというように思っております。

続きまして、議案第20号、宇治田原町土採取事業の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてということでございまして、これにつきましては、町内の無秩序な土採取事業をなくし、生活環境の破壊及び災害の防止を図るために、罰則規定の強化について改正を行うものでございます。

続きまして、議案第21号、宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これにつきましても、町内の無秩序な土砂等による土地の埋立て、盛り土及びたい積行為をなくし、生活環境の破壊及び災害の防止を図るために、これも同じく罰則規定の強化について改正をお願いしていきたいというように思っております。

続きまして、議案第22号、土地の取得についてでございます。これにつきましては、新市街地都市公園用地として土地を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第23号、京都地方税機構の規約の変更についてということで、これについては、京都地方税機構が処理する事務に、新たに、固定資産税のうち償却資産に係る申告書等の受付などの事務を追加することと、それと平成28年度及び平成31年度税制改正に対応するため、その規約の一部を変更するもので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第24号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分

についてということで、これについては、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月29日に公布されまして、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、本条例について所要の改正を行ったものでございます。主な改正内容は、住宅ローン控除の拡充に伴う措置等でございます。専決処分でお願いしたいと思います。

続きまして、議案第25号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分についてということで、これも地方税法施行令等の一部を改正する政令等が本年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、本条例について所要の改正を行ったものでございます。改正内容は、国民健康保険税における基礎課税額について被保険者の負担能力に応じた負担を求めめるために、国民健康保険税条例に定める賦課限度額について、基礎課税額を58万円から61万円に引き上げる、またその一方、低所得者層に対しては、負担軽減を図るため軽減額の算定所得の算定方法を変更し、2割及び5割軽減適用対象者の拡充を図るものでございます。

続きまして、議案第26号、宇治田原町介護保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分について。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行ったものでございます。改正内容は、平成27年4月から設けている消費税による公費を投入して、低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを、今般の令和元年10月以降の消費税率10%への引き上げにあわせて、さらに保険料の軽減強化を図るものでございます。

続きまして、報告第2号でございます。平成30年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書についてということで、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算、第3号、第4号及び第5号で、繰越明許費の設定を行った新庁舎建設事業費、宇治田原山手線整備事業費、新市街地連絡道路整備事業費、新市街地都市公園整備事業などに係る繰越明許費繰越計算書を調整し、報告をするものでございます。

続きまして、報告第3号でございます。平成30年度宇治田原町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成30年度宇治田原町公共下水道事業の特別会計補正予算（第2号）で、繰越明許費の設定を行った公共下水道に係る管渠整備事業の繰越明許費繰越計算書を調整し、報告いたすものでございます。

続きまして、報告第4号、平成30年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書についてということで、平成30年度宇治田原町水道事業会計で繰り越した配水管移設等の事業等に係る水道事業会計予算繰越計算書を調整し、地方公営企業法第26条第3項の

規定により、報告するものでございます。

続いて、報告第5号、平成30年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書についてということで、地方自治法第221条第3項の法人である城南土地開発公社において、法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を説明する資料を作成し、議会に報告するものでございます。特に、本町においては、該当はないところでございます。

続きまして、報告第6号、平成31年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書についてということで、地方自治法第221条第3項の法人である城南土地開発公社について、法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を説明する資料を作成し、議会に報告するものでございます。特に、事業としては、本町はないというようなところでございます。

以上が、今回お願いいたします議案でございまして、10議案、5報告ということで、よろしく願い申し上げ、説明にかえたいと思います。

委員長、以上でございます。

○委員長（松本健治） はい、ありがとうございました。

説明が終わりましたので、委員の皆さんから質疑をお受けいたします。いかがでしょうか。谷口議長。

○議長（谷口 整） 補正予算、議案第17号ですね、補正予算の第1号で、予算の組み方でちょっとお聞きをしたいと思うんですが、債務負担行為の設定で、新庁舎の環境整備事業、これ通信の関係と警備の関係、2本に分けて債務負担設定されているんですけども、先ほど説明はあまり詳しくなかったんでわからなかったんですが、これ、元年度から9年度並びに元年度から7年度と、複数年の契約をするために債務負担を設定されるんですけども、これは限度額、ランニングコストも含まれているのか、イニシャルコストだけなのか、その辺りはどうなんですか。

○委員長（松本健治） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 新庁舎の環境整備事業の通信設備費、機械警備につきましては、その後のランニングコストにつきましても含まれております。

以上でございます。

（「通信のほうは」と呼ぶ者あり）

○企画財政課長（矢野里志） 失礼しました。通信のほうも含まれております。

○委員長（松本健治） 谷口議長。

○議長（谷口 整） ということは、ランニングコスト両方含まれているということなんですね。イニシャルコストだけなら、契約、すなわち入札するときに、その後のことも含めて入札をしないと、ちょっとおかしくなるかなと思ったんで確認したままで、そしてたら両方、イニシャルコスト、ランニングコストを含めた限度額という理解でいいわけですね。その確認だけです。

○委員長（松本健治） 次に、ほかございますか。今西副委員長。

○副委員長（今西久美子） 議案第23号の京都地方税機構規約の変更についてですが、先ほどちょっとご説明をいただきましたけれども、ちょっとよくわからない。この議案だけが説明資料がついていないんですね。税機構の議会も、広域にも議会もございまして、そちらで議論はされているかと思うんですが、これ宇治田原の住民さんといえますか、企業さん等々にとって、ちょっとどういう変更なのか、もう少し詳しい資料をつけていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（松本健治） 奥谷部長。

○総務部長（奥谷 明） まず、ただいまご質問の京都税機構の規約変更に関します、この議案第23号でございまして、まず先ほど副町長が申し上げましたように、今回の主な規約改正の中身と申しますのは、税機構が所管する事務の中に、新たに固定資産税のうちの償却資産に係る申告書等の受付、そういう事務も京都税機構のほうで新しく、広域連合であるこの税機構のほうで処理していただくということで、規約を改正します。

さらに、平成28年度と31年度の税制改正に係る文言の修正、例えば自動車取得税が廃止されたとか、環境性能割の導入が始まったとか、特別法人事業税が創設されたとかという、そういう法律上の改正に伴いまして、所管するその税機構の所掌事務の表現を改めるというのが主な改正内容でございまして。

ご指摘のとおり、これにつきましては参考資料が、今申し上げましたような資料がつけておりませんので、早急、ちょっと簡便なものを用意させていただいて、つけさせていただきますと思いますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） ほか、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、以上で提出議案については終わりたいと思います。

次に、議事日程第1号について、事務局から説明をお願いします。事務局長。

○議会事務局長（村山和弘） それでは、令和元年第2回宇治田原町議会定例会議事日程

第1号についてご説明させていただきます。

令和元年6月6日木曜日、午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほど申し上げましたとおり、3番、今西久美子議員、9番、谷口重和議員にお願いをさせていただく予定としております。

次に、日程第2の会期の決定でございますけれども、これにつきましても先ほど委員長のほうからご確認をいただきました、6月6日から6月20日までの15日間とさせていただきたいというふうに思っております。

日程第3、諸報告でございますが、陳情書2件の受け付けをしております。こちらにつきましても、後ほど、ご協議をいただければというふうに思っております。

その陳情書が諸報告ということになりましたら、その後、町長のほうから開会のご挨拶が入る予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

また、副町長の開会のご挨拶にもありましたけれども、4月に人事異動が行われておりますので、異動に伴います管理職の異動者の紹介を、副町長のほうからお願いをする予定としております。

なお、お手元のほうに、2枚めくっていただきますと、管理職の議場の配席図をお配りさせていただいております。ご覧いただきますと、一応6名、今回対象となっておりますので、副町長のほうから、その該当する6名の職員についての紹介をしていただくという予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、日程第4から日程第8、報告第2号から6号についてでございますけれども、こちらを一括議題という形で、町長より一括の報告をしていただく予定としております。報告案件となっておりますので、もう報告のみという形で対応したいというふうに考えております。

次に、日程第9から日程第11、議案第24号から26号までの専決処分3議案につきましては、一括議題を予定させていただいております。提案理由の説明の後、専決処分ということでございますので、所管の委員会への付託は行わずに、1議案ずつ質疑、討論、採決。提案は一括でさせていただきますけれども、1議案ずつ質疑、討論、採決を、その日に予定をしているところでございます。

次に、日程第12から日程第18までの条例改正の4件、また一般議案2件、補正予算1件、7議案につきまして一括議題を予定させていただいております。この7議案につきましては、その次のページに付託議案一覧をお配りさせていただいておりますけれ

ども、議案第18号及び議案第20号から23号の5議案は総務建設常任委員会、そして議案第19号を文教厚生常任委員会へ、議案第17号の一般会計の補正予算につきましては予算特別委員会に付託を予定しております。いずれにつきましても、付託前質疑後、それぞれの委員会へ付託をさせていただきたく考えているところでございます。

議事日程第1号につきましての説明は以上です。よろしく願いをいたします。

○委員長（松本健治） 以上、説明が終わりましたので、委員から質疑を受けます。いかがでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、議事日程第1号について終わります。

それから、次に、ちょっと一部出ておりました陳情書についてでございます。

陳情書2件の受け付けをしております。資料を配付しております。

1つは、辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地沖縄県外、そして国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める。

これも同じように、「新しい提案」実行委員会からと、全国青年司法書士協議会と文言的にほぼ同じでございますが、一部、陳情の要旨の3項の点で、「新しい提案」実行委員会の場合は、例えば3項目に、「沖縄以外の全国のすべての自治体を等しく候補地とし」という文言がございます。一方、こちらの全国司法書士協議会は、この今の申し上げた部分がないというだけで、ほかはその語句以外、全く変わらないというようなことになっております。

その陳情の用紙、もう一度改めて申し上げますけれども、この要旨をご覧いただきたいと思います。ここだけ読ませていただきます。1つ、辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。2つ、全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。3つ目が、先ほどちょっと申し上げましたけれども、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、ここの項目が、この「新しい提案」実行委員会では載っていますが、次の部分はここがカットされているということです。次、民主主義及び憲法に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。ということでございます。それ以外の内

容については、申し上げましたが同様でございます、内容的にも割愛をさせていただきたいというように思っています。同様の内容で、青年司法書士会の内容があるということでございます。

以上、どのように対応すればよいのか、検討願いたいというふうに思います。谷口重和委員。

○委員（谷口重和） これはもう、議場配付でよいと思います。

○委員長（松本健治） ほか、よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、今ご意見ございましたけれども、議場配付することにしたと思います。改めて、ご異議ございませんか、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

次に、行政の諸報告についてでございます。奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） 私のほうから申し上げたいと存じます。

行政諸報告といたしまして、通常でございましたら、開会日もしくは閉会後の全員協議会をお願いしておるところでございますが、現状におきまして、私どもからご説明させていただく案件がないということをお願いいたします。

通常ですと、例えば1,000万円以上の工事請負契約のご報告等をさせていただくべきところでございますが、現状、各課へ照会しておりますが、6月定例会の閉会日までに契約に至る1,000万円以上の契約が、今ちょっと見込めないということで、現状では案件等ないということで、ご了承賜りたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（松本健治） ありがとうございます。他にございませんね。

6月定例会における行政諸報告は、報告案件なしということでございますので、全員協議会の開催の必要がございません。

委員から何かございましたら対応いたしますが、よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、ないようでございますので、6月定例会における全員協議会は、開催予定なしということにしておきたいと思っております。今後、何かございましたら、20日の閉会後は対応したいと思っております。

次に、その他でございます。

一般質問についてでございます。

一般質問の受付は、明日5月31日午前8時30分から6月3日月曜日の午後5時までとなっております。抽選につきましては、6月3日月曜日の午前9時に行いたいと思います。

次に、追加日程についてでございます。

先ほど申し上げましたが、当初日程に予定しておりませんでした。小中一貫教育に関する特別委員会及び新庁舎建設調査検討特別委員会を、17日の予算特別委員会終了後に開催予定とさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

次に、議員協議会についてでございます。

6月6日、開会日散会后に議員協議会を予定しております。

一つとして、住民と議会の懇談会まとめにおいて、3月の定例会中の常任委員会において協議いただきました住民と議会の懇談会について、行政側からの回答をまとめていただきました。そこで、このまとめを提出したいと考えております。

そして、次に、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議についてでございます。

議長より、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議について、提案していただきたいと思ます。谷口議長。

○議長（谷口 整） 天皇陛下の即位に祝意をあらわす「賀詞」が、去る5月9日衆議院、また5月15日に参議院において、全会一致で可決をされております。平成になったときと、ちょっと状況が違ってまして、平成のときは、前の天皇陛下、先帝がお隠れになったということがありましたので、このような動きはありませんでしたけれども、今回、国においても、国会においてそういう賀詞が決議をされております。また、この間、地方議会におきましては、天皇陛下の即位の10年だとか、また20年に祝賀の賀詞決議が、多く地方議会で可決をされております。

ちなみに、京都府下では、この間そういうことがなかったように聞いております。

この宇治田原町を見ますときに、古くは38代の天智天皇の第7皇子、施基皇子ですけれども、これが田原天皇ということで、地名も荒木にありますし、そういう伝承があり、また中世には、この宇治田原の郷は禁裏御料ということで、皇室の領地でもありました。また、近世というところはばかりですけれども、今の天皇陛下の幼少のみぎり、禅定寺に行啓で来られた、そのときにお手植えをされた松の木が大きくなっているということで、この宇治田原と皇室とのゆかりは、決して少なくはありません。

そういう状況の中で、本町の議会におきましても、国会の例に倣い、賀詞決議を行い、

天皇陛下の即位のお祝いを申し上げればというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（松本健治） ただいま、議長のほうからご提案のありました、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議についてお話がございました。取り扱いの協議をいただきたいと思えます。

以上ございましたけれども、特にございませんか。今西副委員長。

○副委員長（今西久美子） 議長から今、ご説明がございました。宇治田原とのゆかりは少なくないということではございましたけれども、これまでも在位10周年、20周年等々、府下でもそういった決議を上げた経過は、京都府下ではないというご報告もあった中で、私としては必要性を感じないといえますか、わざわざ宇治田原町議会として決議を上げる必要はないのではないかとこのふうには考えております。

国会においては、全会一致ということも承知しておりますけれども、ちょっと国会と、近隣市町も動きがない中で、宇治田原だけが突出をして決議を上げることにについては、いかがなものかというふうには考えております。

以上です。

○委員長（松本健治） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 今回はね、生前即位であって、めでたいことであるので、これはもう当然、しかるべき決議をすることがいいと思えます。

○委員長（松本健治） ほかの委員の皆さん。原田委員。

○委員（原田周一） 議長からいろいろ、この宇治田原と天皇家に皇室とのかかわり、ご説明、今いただきました。今、今西委員のほうからも、あえて決議がないと、近隣市町で、ということなんですけれども、逆に私は、この近隣市町で決議がないからこそ、宇治田原はそういう地域と皇室とのかかわりがあるということで、逆に言うたら、先陣切って、私はやってもいいんじゃないかということで、この決議文に対しては何ら異議はございません。

○委員長（松本健治） 山内委員。

○委員（山内実貴子） 特に異議はございません。

○委員長（松本健治） 一応、ちょっとこの内容について、今西副委員長からお話ございましたけれども、非常にこういう、先ほど開会するときも私申し上げましたように、国民として非常に祝意を持って、この1カ月間を迎えていたんじゃないかなというふうに思っております。

そして、本町においても、私も禅定寺行きました。確かに、こういう経過があったん

だなどいうことで、改めて今度の令和の天皇に対する、失礼ですが、親近の思いを持ちました。ぜひ、必要性ということをおっしゃったんですが、この内容については、私は必要性でどうのこうの判断するような内容じゃないんじゃないかなということをおもっておりましたので、ご意見はご意見ということでございますが、皆さん方のご意見も含めまして、頂戴した内容、これは前向きに取り組むということだという判断をいたしますので、そういう方向でよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、内容でございますが、議会運営委員会委員長名で提出するというようにしたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) それでは、全議員に内容、決議案について説明する必要があると考えておりますので、6月6日の本会議散会后、議員協議会において説明を行い、6月11日の本会議、すなわち一般質問の1日目でございますけれども、提出するというようにしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) それでは、そういう扱ひをさせていただきたいというふうに思ひます。

議会運営委員会委員長名で決議案を提出するという事です。また、議員協議会において全議員に説明し、6月11日の本会議に提出するという扱ひにしたいと思ひます。

次に、今後の予定でございますが、6月6日木曜日、本会議散会后、議員協議会の開催を予定しております。また、6月19日水曜日、午前10時から議会運営委員会を開催予定しておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

以上、定例会については、これで終了いたします。

日程第2でございますが、その他、何かございましたら、ご発言をお願ひ申し上げます。他、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) それでは、次に、一般質問に係る懸案事項について、別紙資料……先ほど、すみません。ちょっと元に戻ります。

先ほどの決議の第1号で、天皇陛下の御即位奉祝賀詞決議というのは、ここに文面つけておりますので、これはご参照いただきたいという意味でございますので、お目通しをお願ひしたいというふうに思っております。

ちょっとまた元に戻りまして、一般質問の関係に戻りますが、一般質問に係る懸案事

項について、私のほうから考え方について説明をさせていただきたいというように思います。

2ページつけておりますが、1ページにつきましては、こういう形で議会運営委員会として方向性を出したらどうかということでございます。

1つは、本町議会でも議員が町政全般について、町長をはじめとする執行機関（町当局）に対して行う質問を一般質問といい……これちょっと初歩的なことを書いていますけれども、一応初めてご覧になる方も今後出てくるかもしれませんので、一応内容を書いております。現在、各定例会においても、8名から11名の議員が活発に行われている。

2つ目は、現行質問方式は、一問一答方式と一括質問一括答弁方式を、各議員が選択する形態をとっているものの、現在の議員においては、全員一問一答方式を選択しています。前期の議員の皆さん方のときは、ごく少数の方が一括質問一括答弁方式を選択しておられたようでございます。

そして、質問回数は3回までとされているが、制限時間は設けられていない。現状での質問回数では、全議員が3回の質問回数を現状使っていないということでございます。一方、質問の時間も、質問・答弁含めての時間が20分から70分と、非常に幅が広い。

ちょっと※印で書いておりますが、現在他の議会の流れとしては、一括質問一括答弁方式から一問一答方式、こういうふうに変えていこうというのがトレンドとなっているようでございます。それは、質疑の論点を明確にするということが、一番大きな理由じゃないかなということでございます。また、回数制限や制限時間については、議会によって非常にばらつきが大きいということでございます。

次に、平成31年3月定例会の議会運営委員会において、全委員から一方向への意見ではないものの、現行方式について検討をしてはどうかという提案がございました。

議会運営委員会では、検討の結果、以下のような意見が出されたというふうに思っております。

1つは、質問回数3回では、当局の答弁に不充足のまま終了することがある。2つは、回数制限を外すべきじゃないかということ。そして、次に、一方、時間制限を設けるべきではないかということ。そして、もっと実りのある質疑を目指す。こういう時間とか回数だけの問題じゃなくて、もっと実りのある質疑を目指すべきではないかということ。それから、次に、傍聴者にもわかりやすいやり取りにならないかということでありまして。そして、現行方式のルールが、長年の運用の結果が収れんされたものではないか

と。こういうふうに、非常にいろんなご意見を頂戴したわけでございます。

また、発言の位置、場所についてでございますが、これも検討課題で、現行の、議員は質問席、当局は演壇といった形態からの変更も含めて検討すると。ただし、ご覧のように、設備的な関係から、新庁舎完成との兼ね合いも含めて検討を行うと。この部分は、そういうことになるんじゃないかと思えます。

ついでには、議会運営委員会として、議員協議会等での議論を経て、今年度の一定期間までに当局とも調整を行いながら方向性を模索すると。これが、先般のいろんなやり取りでございます。

次に、2ページ目は、一応まだ、こういう考え方でどうかなという方向性の案でございますけれども、1つは、一般質問の方式については、現行どおり一括質問一括答弁方式、そして2つ目は一問一答の方式の2種類から、質問者自身が定例会ごとに任意に選択し、議長に通告をします。これも、どちらかの方式でいくというよりも、両方入れておくという意味ですね。それで、議長に通告をします。

それから、次に、質問回数は、1の場合は3回までとすると。2の場合は発言時間内であれば制限をしないと、こういうことでございます。

ただし、質問制限時間については、当議会では時間管理の設備・機能も、これもまだ現状の議場では備わっていないということで、厳格な時間管理ができないということでございます。したがって、時間制限は1、2いずれも50分以内とするのか、60分以内とするのか、ここには50分というふうに、質問・答弁込みで書いております。

次に、時間制限10分前に、これもいろんな対応をしているところもございませぬけれども、一応10分というふうにしております。すなわち40分の時点で、事務局が質問者並びに町当局にコールをしてもらうということです。そして、50分の経過をもって質問時間の終了ということで、これももう一度コールさせてもらう。質問者は、その時点で質問を終了するということでございます。

発言の位置でございますけれども、当議会にはマイク設備・機能が備わっておりません。1の方式、2の方式とも、いずれも議員（質問者）は質問席で行い、そして町当局（答弁者）は演壇で行うという形でございます。

そして、以上、一般質問の方式等については、まだちょっといつの定例会からということにしておりませんが、そりあえず試行実施するものとして、申し合わせ事項として取り扱うということに考えております。

※印で、なお、本試行実施について、従前以上に質の高い議論を行うことということ。

そして、2つ目は、傍聴者に時間と議論の内容がわかりやすくすることが目的であるということで、こういう議会でのいろんなやり取りの質を高めていくという、そしてまた、広く皆さん方にも、傍聴者の皆さん方にも、議論を考えた形で方向性を出していく必要があるということでもあります。

下は、参考までに、それを表にあらわした内容であります。

一応、おおむね、こういう内容でお聞きした内容、またいろんな各種各議会のやっておられる状況を見させていただきまして、当町議会として、この辺が落としどころかなというような形で案を作らせていただいたわけでございます。

以上、何かございましたら、ご意見を頂戴したいというふうに思います。いかがでしょうか。谷口重和委員。

○委員（谷口重和） 今、この案ですけれども、これを見ていると、やっぱり今の既存の本会議場でもやっていこうというふうなふうにとれるんですけれども、私は発言した手前、新庁舎になってからスタートしたほうがよいと思います。それは、私の個人的な意見です。

以上です。

○委員長（松本健治） 続けて、他にございますでしょうか。今西副委員長。

○副委員長（今西久美子） 設備の関係でいえば、確かにそのほうがスムーズに行くのかもしれませんが、現時点でも、私はできないことはないと思っているんです。

答弁者の発言位置が一番のネックなのかなと。演壇まで何度も何度も出てくる、座る、その時間的ロス等々も当然考えられるかと思えますけれども、それでも一定、幾つか予想される答弁者の答弁者席をマイクのそばに準備をしておく等々の工夫により、私は現行でもできるというふうに思っております。

新庁舎がというご意見、それは当然わかるんですけれども、それまでに、やはり1度、試行的にでもやってみるべきではないかというふうに考えております。

○委員長（松本健治） ほかがございせんか。谷口重和委員。

○委員（谷口重和） 試行という案も出ていますけれども、試行もいいですけれども、やるんもやらんも1回2回やったら、やはり新しいところで、新しい設備も備わって、すかつとやったほうが。

今現在、極端な話、一番遠いところにいる部課長なりの人やったら、それが6回7回8回やっていくと、その回数だけでも相当負担がかかってくるんで、そっちへマイクを持っていくとか、そういう設備的にもハンドマイクでは録音もしにくいとかいう話も聞

いています。そこまで無理しなくても、今日までここまで来たんやから、この際、やはり新庁舎ができて設備も整っているところで、初めてよーいスタートでやったほうが、何かにつけていいのではないかと、あえて私は申し上げます。

○委員長（松本健治） 他に、よろしいですか。

今、双方の見方、考え方によってご意見、新庁舎絡みでありました。それで、ここに私、先ほど説明の中に、いつの定例会からということを書いておりませんでした。それは、いずれにしても、この内容で厳密にやっているところもありますね、例えば時間なんか、ぴたっと超えたら切ってしまうという。そういう管理の仕方をしているところもあるんです。ここには、ややちょっとそういう余裕を、幅を持たせたような対応にしようかなという考え方なんです。

しかし、いずれにしても、この内容できちっとやる場合は、おっしゃったように、新庁舎が始まってからじゃないと対応できません。先にやったらどうかという試行、これ両方とも、正直言ってございます。

私自体がちょっと思っておりますのは、いずれにしても、新庁舎からにしても、ある程度の細かい部分まで詰めておくとあきませんので、実際にそういうことをやるかどうかは別として、実際そういうことをもう少し詰めていかんことには、やっぱりあきませんので、いずれにしても、新庁舎が始まった時点でよーいドンという形で入れるかどうかというのも含めて、もう少しちょっと検討をすべきやないかなというふうに思っています。いろんなところの様子も、以降の議会、今年も議会運営委員会での視察も考えておりますので、再度そういう状況を調査しながら、方向としてはこういう内容で考えていくということと、それとか試行の実施の時期といたら、ちょっと今の時点では明確にできませんので、そういうことで、ちょっと延長させてほしい。ただ、議論はやはりして、準備をしていくということにしたいと思います。よろしいですか。今西副委員長。

○副委員長（今西久美子） 確かに、設備という問題については、重要なファクターやというふうに思っております。設備もないのに無理をしてということには、それはならないと思うんですけれども、今、委員長がおっしゃったように、設備がないからできないということにはしてはいけないというふうに思っているんです。

一問一答方式というのは、今のように全て質問書・答弁書ができていて、当日はそれを読み上げるというような形の質問が、それはそれで一つの方法だとは思いますが、それまでのすり合わせで、いろいろきちんと終わられている部分がありますので。

ただ、やっぱり緊張関係とか、それ以上に突っ込んで議論をするとか、また議会は言論の府でございますので、やはり行政に対してしっかりと迫っていくというようなことも含めると、やはり議員の力量というのはものすごい問われることになると思うんです。

だから、先ほど委員長おっしゃいましたけれども、今後も研修をやっていくということでございますので、その辺も踏まえて準備をしていくということについては賛成でございます。

以上です。

○委員長（松本健治）　今も意見ございましたけれども、正直なところ、全議員から私ここに書いていますように、一定方向の意見ではなかったんですね。個々人の議員の思いというのは、お聞きしている中では、なかなかやはり、いろんな今の対応、今までの対応を含めてで、ちょっと幅があるなというふうに思いましたので、こういうような考え方で今、方向性を示し、そちらに向かってどういうふうに進んでいくか、もう少し研修を重ねたほうがいいんじゃないかなということでございます。

ただ、この方向については、もうちょっと詰めていくということは、もう申し上げたとおりでございますので、新庁舎始まって、それから準備するような形じゃなくて、そこにはどんとスタートできるようにしていくべきだろうという、そういう意味でございます。そういう内容で、よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治）　議員協議会でも、この内容についてはお話をさせていただいて、議運の考え方としてはそういう方向で、皆さん方のご意見も頂戴するということにしたいと思います。

以上でございます。はい、谷口議長。

○議長（谷口　整）　ちょっと今の質問といたしますか、新庁舎に関連してなんですけれども、一点、ちょっと提案というんですか、意見を申し上げたいと思います。

といいますのは、今、質問についても、恐らく流れ的には新庁舎に移るときにはそういう形になるだろうというふうに思うんですが、もう一点、今の新庁舎で、議員の控室が4室予定をされております。この控室ということは、会派ということをにらんだ控室だというふうに理解しているんですけども、これについても、会派ということの考え方を、この議運の場で新庁舎に向かって、あわせてそのタイミングで考えていかんことには、検討していかなければ、その新庁舎できる、会派の控室、議員控室をどう割り振りするんだということになりかねますんで、あわせて検討、今後していただきた

いということが1点お願い。

それと、もう一点、これはたまたま、昨日全国の議長会の研修に行って、目から鱗やっただけですけども、大体どこの議会でも会派控室、議員控室という名称が使われておりますが、ある議会では、会派執務室、執務、仕事をする部屋という表現のところがあったんです。控室というと、何かイメージでゆっくりと控えているというイメージなんで、できるものならば、今後新庁舎の図面にも議員控室を、できれば議員執務室という表現に改めてもらいたいということなんですけれども、皆さんの、今申しました2点、ご意見を伺いたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（松本健治） 1つ、まずは会派ということについての当議会での対応、この部分と、もう一つは、会派という控室というよりも執務室という形で考えていったほうがいいだろうと、そうすべきじゃないかと、こういうことでしたが、皆さん、どうでしょうか。原田委員。

○委員（原田周一） 方向的には、私は今、議長が言われたような、今回新庁舎も着々とそういう方向で進んでいますんで、方向的にはいいと思います。

だけど、その辺りの中身については、今後時間をかけて、まだまだ時間があることですから、じっくり検討していけばいいことやと思いますけれども。

○委員長（松本健治） ほか、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それでは、一応、議会運営委員会の議長の話は、議会の運営委員会で一度もんで、議員の皆さん方にもお諮りすると、こういう形ですね。

いろいろ情報は、私らよりも議長がいろいろと行かれて、出張されて、意見交換の中で知識として入れられてきた内容だろうというふうに思いますので、あらかたは、多分いまだ控室なんだろうね、どこともね。ただし、そういう方向というのは、お聞きした中でもいい話だろうというふうに思いますので。

ただ、会派については、宇治田原の今の現状の中で、そういう対応がなじむのかどうかということもありますんで、ちょっとあわせて考えていく必要があるかなというふうに、これ別々というよりも、一緒に考えていかなん問題だろうと思いますんで。

ただ、図面等の関係は、ある程度早よやっておかないかん、そういうことやね。議長。
○議長（谷口 整） 控室を執務室というふうに名前を変えるとすれば、やっぱり早いほうがいいと思うんで、できれば皆さんの了解を得られるんでしたら、次の議員協議会ででもその旨提案させてもらって、今後執務室に表記替えをしてもろたらどうかなど。

あとの会派云々の話は、これはもう少し時間をかけて考えていただいたらいいのかなということで、今の委員長の言われたとおりのことを考えています。

○委員長（松本健治） 会派という文言を、その書類に載せるんなら……

（「議員控室を議員執務室に表記替えを」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 議員、議員、ああ執務室ね、わかりました、はい。

ほんなら、まずはそういうことで、スケジュールの関係もありますので、それぐらいは書類上の問題ですから、それはいいんじゃないでしょうか。今度の、これも……

（「議員協議会よりも庁舎の委員会があるんで、どっちがいいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 原田委員。

○委員（原田周一） 今の部屋の名称云々というのは、それでいいと思うんですが、そこに会派ということになれば、例えばこの質問、当然これは代表質問とかいろいろ出てきますよね。だから、やはりいろんな観点から検討しないと、やっぱりだめなんで。先ほど私も言いましたように、やっぱり時間かけて、その辺ひっくるめて検討していくべきやというふうに思いますんで。

以上です。

○委員長（松本健治） 谷口議長。

○議長（谷口 整） 会派の話と、執務室すなわち控室の話は連動して、また連動しないとか、切り離して考えたらいいと思うんで、会派の話は今後に向けて考えていったらいいし、今言う名前の表記替えは、できるものならばできるだけ早く。ですんで、次の庁舎の検討委員会に提案させていただきます。

○委員長（松本健治） そしたら、今ちょっと議論出ておりますけれども、離して、ちょっと先行で対応しないと、これはスケジュール的な問題がありますので、そういう対応で、新庁舎の特別委員会でもたお話しいただくということにしたいと思います。

会派の関係については、引き続き、これは議運のほうで検討したいというふうに思います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） それじゃ、これをもちまして、第2回定例会の議会運営委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時17分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 松 本 健 治